

平成 15 年 12 月 24 日

「会社法制の現代化に関する要綱試案」に対する意見

社団法人日本監査役協会

株式の譲渡制限の有無を一つの基準として、会社の機関設計において「監査役」を任意機関とすることに、強く反対いたします。

有限責任型の会社の機関設計のあり方に関しては、株式の譲渡制限の有無ではなく、会社の規模等に応じて会社類型毎に規制のあり方を検討すべきであります。

大規模株式会社（会計監査人が設置される会社及び完全子会社を含む）では、有限責任の便益を与える前提となる責任財産のチェックや取引の安全等の観点及び企業統治の観点から、実効性のある「監督機能」とその前提としての「監査機能」が備わっていることが求められます。しかるに、大規模会社において、株式譲渡制限が付されていることの一事をもって「監査機能」が欠落し、「監査機能の空白状態」がもたらされることは、決して適切ではありません。どのような組織であれ、法人格を付与され営業行為を行う会社にとって、自主的監督・監査機能を具備した経営機構を構築することは、社会的存在たる企業としての当然の責務であります。現行の法制度では、大規模な有限責任型会社には（有限会社を除いて）監査役・監査役会による監査機能を整備させているのであり、会社の健全性の確保が一層重要である昨今において、大規模株式会社の監査機能をことさらに後退させる改正を行う必要性は、何ら存在しないものと思料いたします。

．主要意見

1. 第 4 部・第 4・11(3) 会計監査人が設置される場合の機関設計等

- 意見 (1) 試案第 4・11(3)のうち、「 会計監査人の設置が強制される範囲の会社のうち譲渡制限会社」について、現行の監査役会設置会社又は委員会等設置会社以外の機関設計を認めることに、反対します。「取締役会 + 監査役会 + 会計監査人」とする機関設計を提案いたします。
- (2) 試案第 4・11(3)のうち、「 会計監査人を任意で設置することができる範囲の会社」について、a 案「取締役会 + 監査役 + 会計監査人」の新たな機関設計を認めることに賛成します。なお、「会計監査人を任意で設置することができる範囲の会社」に、中小会社を付け加えることにも賛成します。

理由：意見(1)について

- (1) 会計監査人の設置が強制される譲渡制限会社について、現行の監査役会設置会社又は委員会等設置会社以外の機関設計を認める提案のうち c 案は、株式の譲渡制限の有無の一事をもって、大規模会社であっても、監

査役による監査機能を排除することを認める提案であると思料します。また c 案以外の a 案・b 案も、「監査役会」による監査機能を要求しない提案であると思料されます。

そして、これらの提案の背景には、「第 4 部・第 1・2 譲渡制限株式会社における有限会社型機関設計の選択的採用」において、株式会社法制と有限会社法制とを一本化するために、「譲渡制限株式会社に有限会社法を規律する規定を選択的に採用させる」旨の提案にも関連していると思料されます（第 4 部・第 1・2 の提案に対する当協会のコメントについては、下記 3. に述べるとおりであります）。

- (2) しかし、株式譲渡制限の有無の一事をもって、大規模株式会社であっても監査機能が存在しないような機関設計を法律が許容することは、適当ではないと考えます。

有限責任型の会社に有限責任の便益を享受させるためには、責任財産の保全のチェック（剰余金分配規制に違反した利益配当等がなされないことのチェック等）や取引の安全などの会社債権者保護の観点や企業統治の観点から、業務執行に対する「監督機能」を会社が機関として有していることが重要であり、かかる機関設計を法が規定しておくことが望まれます。

そして、適正な「監督機能」の前提としては、「監査機能」が必要不可欠であります。業務執行者とは別の第三者が調査・評価等の監査活動を行い、その監査結果を踏まえることではじめて、適正な監督と判断が可能となります。

- (3) 株式の譲渡制限は、「好ましくない第三者が株主となって会社運営を阻害するのを防止する趣旨で認められたもの」であり、会社運営の安定化を目的として当該会社の意思に基づき行われるものであります。

他方、有限責任型の会社の機関設計は、上記(2)の会社債権者の保護や企業統治等の観点が勘案されるべきであります。換言すると、有限責任型会社に監査機能が備わっているということは、有限責任の便益を付与した会社という媒体における責任財産の保全や取引関係の安定等を図るという趣旨から必要不可欠であります。よって有限責任型会社の機関設計は、当該会社の取引関係の多少や会社の規模などの事情を勘案して決めるべきであります。

株式会社が有限責任型の会社として法人格を付与され、権利義務の主体として多くの債権者を含む利害関係人を生じるに際し、譲渡制限の有無の一事をもって、法人としての「監査機能」が欠落することを容認する法制度は、適当ではないと考えます。

ましてや、会計監査人の設置が強制される会社は大規模な会社なわけ、会社債権者保護や企業統治の観点からの法規制の必要性、特に監査機能を含めた機関設計強制の必要性は、著しく高いものといえます。会社不祥事や粉飾決算の抑制・防止といった近時の社会・資本市場からの

強い要請は、大規模会社であれば譲渡制限の有無に拘わらず等しく妥当することであり、大規模会社のガバナンス体制を強化する必要性こそあれ、後退させる必要性は何ら存在しないものと思料いたします。

- (4) ちなみに、最近立法された中間法人法の第 51 条でも「有限責任中間法人には、一人又は数人の監事を置かなければならない。」とされており、この監事の職務は、「有限責任中間法人の業務の監査」であり、ほぼ「中会社の監査役の職務」と同様であると理解されます。

有限責任中間法人で、監査役を任意機関とする有限会社型の機関設計が選択されず、監査役を必要機関とする株式会社型の機関設計が採用されたのは、相当多数の社員により組織され、かつ社員同士の結びつきがさほど密接ではない社団が有限責任中間法人を選択して法人格を取得することがその理由となっていたと説明されています。そしてこの理は、大規模株式会社であれば、譲渡制限の有無に拘わらず、広く妥当するものと思料されます。

- (5) また、「監査機能の空白」により生じる債権者保護の必要性は、債権者が会社との間の取引契約で一定の制約条項を付したり会社代表者からの個人保証をとるなど債権者のほうで自衛すべきとの議論もありえるところでしょう。しかるに、事前の自衛措置は、不法行為債権者など一定のカテゴリーの債権者には妥当しませんし、また会社代表者等からの個人保証をとることは、それはそれで別途の社会問題を生んでいるものと理解しております。会社の業務執行者に対する責任を加重するという代替策についても、同様の懸念が生じます。
- (6) よって、機関設計のご提案の中の c 案、すなわち会計監査人が設置される会社でも譲渡制限会社であれば監査役を置かないとする機関設計は、明らかに不適切であり、強く反対いたします。
- (7) さらに、監査役会の設置を認めない a 案及び b 案も、適切ではないと思料します。

a 案及び b 案では、大規模株式会社であっても譲渡制限さえ付されていれば監査役一人の機関設計が可能となります。しかし、監査役が一人だけで行えることにはおのずと限界があるわけで、譲渡制限の有無に拘わらず、現行の監査役会を前提とした大規模会社のガバナンス機能をことさらに後退させる必要性は存在しないものと思料されます。

- (8) また、監査役会には、会計監査人の独立性の付与・確保等、独自の機能があります。今回の試案でも、会計監査人の報酬同意権を監査役会に付与する旨の提案がなされています。かかる監査役会の会計監査人に対する一定の監督的機能を、大規模会社であるにもかかわらず、譲渡制限が付されていることの一事をもって奪うことは、適切ではないと思料いたします。
- (9) 以上の理由から、会計監査人の設置が強制される株式会社については、監査役会設置会社又は委員会等設置会社以外の機関設計を認めるべきで

はないと考えます。

現行の法制度では、大規模な有限責任型会社には（有限会社を除いて）監査役・監査役会による監査機能を整備させているわけです。会社の健全性の確保が一層重要である昨今において、株式会社の監査機能をことさらに後退させる改正を行う必要性は、何ら存在しないものと思料いたします。

理由：意見(2)について

- (1) 中小会社など、中小規模でありつつ会計監査人を任意に設置した会社については、その機関設計を若干柔軟に考える余地があるものと考えます。具体的には、ご提案にあるように、昭和49年商法改正時の「取締役会＋監査役＋会計監査人」(a案)を新たな機関設計として復活することに賛成します。a案では、「みなし大会社」のように大会社としての要件を完全に具備しなくとも任意に会計監査人を置くことができる弾力的運用が図れることとなります。
- (2) また、中小会社において、職業専門家たる会計監査人の任意設置を許容する理由は、会社の会計監査機能を補完するためであり、賛成します。平成14年商法改正により中会社に対し、「みなし大会社」制度が導入されましたが、会計監査人を設置するためには、「大会社」としての要件をすべて具備しなければならないので、実務上「みなし大会社」を採用する事例は少ない状況であると言われており、この点からも適切な改正提案であると思料します。

2. 第4部・第4・11(1) 完全子会社の特例

意見 連結計算書類作成会社の大規模完全子会社に対し、会計監査人の設置を強制しないものとするに、反対します。

- 理由
- (1) 商法特例法上の大会社について強制される会計監査人の監査は、その会社規模等により多数存在する会社債権者等の権利を保護するため、計算書類等の適法・適正性を確保するために行われます。たとえ株主が一人しか存在せず、かつ、株主が増加することも想定されない完全子会社であったとしても、例外的な取扱いを認容することは適当でないと考えます。
 - (2) 試案(注)イ・ロは、完全子会社の計算書類に対する監査結果についての措置、対応を考慮したものに過ぎません。連結計算書類の信頼性の確保は、連結される個別計算書類の適正性に依存します。大規模企業集団では、多くの完全子会社によって構成されることもありますが、そのような場合に、個別計算書類の適正性確保は、親会社会計監査人の子会社調査権の行使というレベルでは不十分であり、各子会社の会計監査人による直接的な監査は欠かせないと考えます。
 - (3) また、これに関連して、連結対象となる大規模完全子会社の定款に譲渡

制限を付した場合で、かつ、仮に当該会社が、試案で提示されている有限会社型の機関設計を選択した場合には、監査役・監査役会を設置しない機関設計を認容することになるように読めます。

しかし、かかる機関設計を許容することは適切でないと考えます。そもそも株式の譲渡制限の有無の一事をもって「監査機能の空白」を認めることが不適切であることについて、上記 1 ですでに詳細に述べたとおりであります。

株主が一人しかいないとは言え、大規模会社であるにもかかわらず、譲渡制限が付されていることの一事をもって「監査機能の空白」を生み出すことを許容することは、大規模完全子会社のガバナンス（企業統治）の実効性確保の観点や債権者保護の観点等から、適切でないと考えます。会社の健全性の確保が一層重要である昨今において、株式移転等を用いた大規模な完全子会社も多い中、そのような完全子会社における監査機能をことさらに後退させる改正を行う必要性は、現時点で何ら存在しないものと思料いたします。

3 . 第 4 部 ・ 第 1 ・ 2 譲渡制限株式会社における有限会社型機関設計の選択的採用

意見 譲渡制限株式会社に対し、有限会社の機関に関する規律に相当する規律の選択を認めること、及び譲渡制限株式会社に対し監査役を設置を任意とすることに、反対します。有限責任媒体において監査役設置に関して柔軟な機関設計を求めるニーズは、試案「第 6 部 その他」に定める「新たな会社類型」を積極的に活用することで図られるものと思料します。

理由 (1) 試案では、株式会社法制と有限会社法制とを一本化するために、「譲渡制限株式会社に有限会社法を規律する規定を選択的に採用させる」旨を提案されております。

しかし譲渡制限株式会社について一律に（会計監査人が設置される場合の機関設計については、上記 1 及び 2 参照）現行の有限会社の機関設計に規律をそろえることは、適切ではないと思料いたします。

(2) 確かに、現行の有限会社は、取締役会も監査役も置けない機関設計を許容しております。よって、試案の点は、一定の有限責任型の会社について、その機関設計を現行の有限会社の規律にそろえるか株式会社の規律にそろえるかの制度的選択であります。

現行の「有限会社」では、取締役会が置けないことから、社員総会が直接に「監督機能」を発揮する仕組みといえます。しかし、適正な「監督機能」の前提として、適切な「監査機能」が必要不可欠であることは、上記 1 に述べたとおりであり、「監査機能」が存在しない有限会社の機関設計の規律を、株主数について人数制限が付されていない株式会社に対して、譲渡制限が付されているという一事をもって一律に適用することは、適切ではないと思料いたします。

- (3) よって、「譲渡制限株式会社」に一律に有限会社法の機関設計の規律を適用して、「監査役」を任意機関として「監査機能の空白」状態を許容することは、必ずしも適切ではないと考えます。
- (4) なお、試案の背景にあると推察される、有限責任媒体において監査役設置に関して柔軟な機関設計を求めるニーズは、試案「第6部 その他」に定める「新たな会社類型」を積極的に活用することでも図られうるものと思料いたします。

4. 第4部・第4・11(6) 会計監査人の報酬

意見 監査役会又は監査委員会に会計監査人の報酬決定に関する同意権限を付与することに賛成します。

理由 監査役会又は監査委員会は、会計監査人の監査の方法と結果が相当であるか否か判断することが求められています。相当性判断に当たって重要なことは、会計監査人が職業専門家として独立して監査業務を遂行しているかにあります。この点、現行の法制度では、監査役会には会計監査人選任議案に対する同意権や会計監査人解任権等が、さらに監査委員会には会計監査人の選任議案について決定権までもが付与されているなど、監査役会又は監査委員会は、会計監査人の選任・解任について一定の権限を有しております。

これに加えて今回の改正で監査役会又は監査委員会に会計監査人の報酬決定に関する同意権を付与することになれば、会計監査人の会社からの独立性がさらに高まることになるほか、会計監査人の職務遂行を監督する立場にある監査役会又は監査委員会としても望ましいものであると考えます。

5. 監査役会設置会社への商法施行規則第193条等と同趣旨の規定の新設（新規改正要望事項）

意見 監査役会設置会社においても、商法施行規則第193条及び第104条1号並びに商法特例法21条の29第2項2号と同趣旨の規定を新設することを要望します。

理由 (1) 商法施行規則第193条は、委員会等設置会社において監査委員会の職務の遂行のために必要な事項として定められたものであります。その内容は、監査委員会による監査機能の実効性を確保するため、企業に内部統制システムを整備することを要求しているものと一般に理解されていません。

そして、内部統制システムを含め、監査機能の実効性を確保するための社内体制が必要であることは、わが国の大多数の会社において採用されている監査役会設置会社においても何ら変わりありません。

(2) ただ、委員会等設置会社と異なり、監査役は取締役会の構成員ではないため、商法特例法21条の7第1項2号のように、監査役の職務の遂行に必要な事項を取締役会決議のみをもって定めうるとする法制は、監査役

の独立性の観点から、適切ではありません。

そこで、「商法施行規則第 193 条に定める事項と同様の事項」について、各会社が会社法の規律と趣旨に従い適切な機関決定を自主的に行うことを前提としつつ、その内容を会社は営業報告書等において開示する旨の規定（商法施行規則 104 条 1 号参照）を新設することを提案いたします。

なお、「商法施行規則第 193 条に定める事項と同様の事項」とは、「監査役職務を補助すべき使用人に関する事項」、「前号の使用人の（業務執行）取締役からの独立性の確保に関する事項」、「取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項その他の監査役に対する報告に関する事項」、「取締役職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項」、「取締役職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項」などが考えられます。

- (3) その上で、「商法施行規則第 193 条に定める事項と同様の事項」について、商法特例法 21 条の 29 第 2 項 2 号に準ずる規定を創設して監査報告書の法定記載事項とすべきであると思料いたします。

現在でも、特に大規模会社については、内部統制システムが整備されていないことは取締役の善管注意義務違反を構成するとの考えが通説的であり、よって、現行法の枠組みでも内部統制システムに欠陥があると認めるときには監査報告書の記載事項であるとも考えられます。ただ、法律で監査報告書の記載事項と明記することで、内部統制システムの整備に対する企業の取り組みとそれに対する監査活動が、より一層促進されるものと期待されます。

． 個別意見

1 . 第 4 部・第 4・8 代表訴訟

意見 「訴訟委員会制度」の導入を検討するにあたっては、監査役会又は監査委員会をその受け皿とする旨を提案いたします。

理由 (1) 「訴訟委員会制度」は、論者によりその内容が必ずしも一義的ではないため、一概に意見を言えません。ただ、株主代表訴訟において何らかの判断権限を有し、かつその判断が裁判所において一定限度尊重される仕組みを意味するものとする、監査役会がその受け皿となるべきと思料いたします。

現行法のもとでも、商法特例法上の大会社においては、監査役会が、株主からの提訴請求について判断し、場合によっては自らが取締役の責任を追及する訴訟当事者となり、さらには平成 13 年 12 月商法改正において訴訟を終結させる訴訟上の和解に対する一定の判断権限さえも付与されております。株主からの提訴請求に基づき、業務執行者から独立の立場に立つ監査役会が十分な証拠資料に基づき判断したものであるなら、仮に株主から代表訴訟が提訴されたとしても、監査役会が収集した証拠とその判断は、裁判所において尊重されることになるのではないのでしょうか。よって、訴訟委員会について議論を進めるのであれば、監査役会の機能をベースにして、監査役会に訴訟委員会的機能を持たせるためにはいかなる追加的要件が必要なのか（たとえば、監査役会の構成員、考慮期間等）につき、立法的検討を行うべきであると思料いたします。

(2) 同様に、委員会等設置会社においても、監査委員会を訴訟委員会の受け皿とするための要件の検討を行うべきであると思料いたします。

2 . 第 4 部・第 4・5 取締役会の書面決議

意見 取締役会の書面決議については、反対します。

理由 (1) 取締役会の監督機能を如何に発揮させるかがガバナンス上極めて重要であると認識されている現状において、各社は取締役会等の改革を行っているところであり、監督機能発揮の最大の機会である取締役会を開催せず、定款の定めさえ置けば書面決議を認めることとするのは、こうした実務界における改善努力に正面から逆行するものですので、反対であります。

(2) さらに、監査役の監査機能発揮の面からも問題であります。監査役機能を強化するために取締役会及び重要財産委員会への出席義務及び意見陳述義務化が図られたところであり、取締役会を開催しないでよいとする方向に改めることについては、監査役の監査機能にとって大いに疑問が残ります。

3. 第4部・第4・9(1) 監査役の権限

意見 小会社の監査役に業務監査権限を付与することについては、基本的には賛成しますが、譲渡制限型株式会社の機関設計の帰趨によっては必ずしも、現行法（会計監査権限のみとする）を維持することに反対するものでもありません。

- 理由 (1) 小会社においても、会計情報を含めた会社情報は、株主のみならず会社債権者その他に対し、適時・適切に開示されなければなりません。そして、会計情報等が外部に発信されるに際しては、適法・適正な情報であることが必要であり、そのためには、会社内部において、適切な内部統制システムが構築・運用され、その作成プロセスにおいて、不正・違法・誤謬等が未然に防止されなければなりません。これは、会社の規模に関わりなく、組織である以上求められることであり、小会社においても結果として表れた会計数値のみでなく、その前提となる適法・適正な業務運営が検証される必要があります。そのためには会計と業務の監査権限が一体のものとして与えられる必要があります。
- (2) ただ、試案「第4部・第1・2」のご提案にあるように、譲渡制限株式会社について有限会社型の機関設計を認め、監査役を任意設置とする場合には、別の考慮もありえるものとは思料いたします。

4. 第4部・第4・9(2) 補欠監査役

意見 (1) 補欠監査役を予選することを立法上明確化することに賛成します。その際、予選ができる条件として定款の定めを要するとすることは不要と考えます。また、予選の効力は監査役任期の4年とし、被補欠監査役の欠員により就任する場合は、その欠員者の任期満了の時までとすべきであります。

(2) 予選された補欠監査役については、特に開示の必要性はなく、被補欠監査役が欠けて就任する段階で、登記その他の開示手段を講じることでよいと考えます。

(3) 上記については、取締役についても同様に規定を設けるべきであります。

理由 (1) 補欠監査役の予選については、法務省平成15年4月9日付け法務省民商第1079号により通知された「定時株主総会における社外監査役補欠者の予選の可否について（通知）」によって「補欠監査役選任制度」が解釈上認められ、平成15年定時総会から選任されています。ただ、「補欠監査役」を選任するには、定款に「補欠監査役」を選任することができる旨等の規定を置く必要があり、また、選任の有効期間が次期定時総会までであるため、毎年補欠監査役を選任せざるを得ないとの問題点も指摘されていたところでもあります。今回「補欠監査役の予選」を立法化する場合、上記問題点を解消する規定化が望まれます。

(2) 補欠監査役は、後任監査役として正規に就任するまでは、特に対外的に利害関係は生じませんので、一般に開示手段を講じる必要はないと考えます。

- (3) 監査役と同様、取締役についても「補欠取締役の予選」の必要性が認められますので、規定すべきであります。

5. 第4部・第4・4(2) 解任決議の決議要件

意見 監査役の解任決議の要件を現行通り特別決議とすることについて、賛成します。
理由 補足説明によると、取締役について解任決議の要件を特別決議から普通決議とする理由として、近時、株主総会による取締役の選解任を通じた取締役に対するコントロールを重視すべきとの指摘が強まっていること、今回の試案において一定の範囲の会社について、取締役会決議をもっていつでも株主に対する剰余金の分配をすることを可能とするものとする提案を踏まえたこと、の二点が挙げられています。

取締役の決議要件を普通決議とする理由がこのような背景に基づくものであるならば、監査役の解任についても普通決議とする理由に乏しいものと思料します。監査役は、株主総会において取締役とは別に選任を受け、かつ、独立の立場から取締役の職務執行を監査する立場にあります。補足説明にあるように、監査役についてはその独立性を重視し、解任決議の要件を特別決議にすべきであると考えます。

6. 第4部・第5・5(1) 附属明細書

意見 株式会社において附属明細書の作成を要しないことについては、反対です。少なくとも、会計監査人を設置する会社（有限会社を含む）については、作成を要することとすべきであります。

理由 現行の附属明細書は、会計帳簿の要約という性格だけでなく、補足的な説明も加え、読みやすく一覧性をもった書類であること、会計帳簿記載事項以外の重要な記載項目があること、会計監査人設置会社においては、附属明細書の会計に関する部分について会計監査人の監査を受けていることからみて、閲覧する株主・債権者にとって有意義である。附属明細書が有するこうした意義に鑑みれば、附属明細書の作成要否を株主の会計帳簿閲覧・謄写請求権に委ねることは適当ではなく、附属明細書の作成は依然必要なものと考えます。

7. 第4部・第4・12(2) 大会社・みなし大会社に係る機関設計

意見 監査役会と監査委員会との選択的な設置を許容することは、反対します。

- 理由 (1) 機関設計のあり方については、法制度としての理念を明確にしたうえで法体系を構築すべきであります。
- (2) 補足説明にもありますように、委員会等設置会社の機関設計については、社外取締役を過半数とする各種委員会に取締役会に優先させて決定権を付与するなど、取締役会、各種委員会、執行役の各機関や機関相互の権利・

義務を全体として調整し、設計した制度であります。従って、機関の一部のみを取り出して論じることは適当ではなく、機関設計全体の枠組みの中で検討されなければならないと考えます。

- (3) 法秩序は実務に即して形成されるべきでありますので、補足説明にもありますように、実務運営の実態を見極めたうえで制度見直しの要否を検討すべきであると考えます。
- (4) ちなみに、米国企業改革法（SOA法）の域外適用に関連して、SECから日本の監査役制度は独立性が高く、運用の実際も「監査機能」を発揮しうる会社機関であると認識されました。その結果、日本企業のうち「監査役会設置会社」は米国企業改革法の「適用除外」となったことを想起すべきであります。

8. 株主総会議事録への監査役の特名（新規改正要望事項）

意見 株主総会議事録に、監査役の特名を要する旨改正するよう要望します。

理由 監査役は、株主総会に出席し、株主からの質問に対し説明する義務があります（商法第237条の2）。しかしながら、株主総会の議事録署名者とはされておりません（商法第244条第3項）。監査役としては、自らの発言や議事内容が正確に記載されているか確認する必要がある、その上で、責任の所在を明らかにする意味で出席者として署名すべきであると考えます。また、監査役は、取締役が職務執行の一環として、総会議事録を作成するに当たり善管注意義務を果たしているか、監査する必要がある、その確認をした上で、署名すべき必要があると考えます。

9. その他

「会社法制の現代語化」の意味は、漢字・カタカナ混じりの文語体形式の表現を現代語化することによりわかりやすい会社法をねらったものと考えます。それは、会社制度の担い手である「取締役」「監査役」「その他企業人一般」が、会社法の意味・解釈について、法律専門家同様の知識・経験がなくとも理解しうるよう、可能な限り簡潔・平易に規定されることでもあります。具体的には、会社類型毎に簡潔に規定する。準用条文や読替規定を可能な限り少なくする。その場合の尺度は、立法技術上の精緻さ・整合性を重視することではなく、制度の担い手が理解し得るような規定かどうかで検討すべきだと考えます。特に、規制緩和時代においては行政的規制から会社の監督・監査機構重視に転換しようとしている今日、その目的に沿って立法化が図られる必要があると思料いたします。これらの点は、すでに貴省において十分認識されていることと思料いたしますが、念のため要望させていただきます。

以上